

中央区地域防災計画(令和6年修正)[素案]に対するご意見の概要と区の考え方

意見総数 提出人数：4人 提出件数：27件

(取扱い) ◎計画に反映するもの ○すでに事業として実施している又は実施予定のもの
□意見として伺うもの △その他

No.	ご意見の概要	取扱い	区の考え方	主な該当箇所
1	我が家は平成24年の評価で倒壊の危険が高いとされた。 能登半島地震の際、1階が2階に押しつぶされるのを見て、安心、安全に身を守る手段として家屋内にシェルターの設置をすればよいと考えた。家屋内に設置できるシェルターの設置にも補助金を出してもらいたい。	△	本区では、地震による建物の倒壊を未然に防ぐため、建物の耐震診断や耐震補強工事等への助成を行っておりますが、家屋内のシェルター設置の助成については考えていません。	なし
2	能登半島地震から2ヶ月が経過した。「災害に強い中央区」を目指して、この教訓をどう活かしていくか、課題も多い中、都心区の日常、地域社会で災害に対する役割、任務、義務をどう捉え、担う者の1人として取り組んでいくか考える次第である。常に不断の努力が必要であると痛感し、訓練の有り方、災害の備えを見つめ直し、備蓄品も改めて考え直す必要性を感じる。 区では在宅避難を進めているが、自治体の支援の有り方が考えられる。「たすけあい名簿」を活用した安否確認訓練も実施しているが、そこで止まっている。	□	区として、能登半島地震で顕在化した様々な課題を踏まえ、地域防災計画に基づく各種施策の点検・検討を進めてまいります。 災害対策基本法に基づき地域の支援者に提供している「災害時地域たすけあい名簿」については、提供先の拡充に努めるとともに、名簿を利用した安否確認や避難支援の体制づくりを進めるため、その活用方法について防災区民組織などを通じて広く地域に周知してまいります。	なし
3	例P.143-150、P.248-251表1 防災拠点(避難所)一覧など、肝心なことが「調整中」という表記で判断できない。調整終了後に必ずもう一度素案のパブコメを実施してほしい。 また、抽象的な「方針」だけでなく、具体的な案を示していただきたい。	□	素案の作成時点において、未決定や未確定の事項については「調整中」と記載させていただきました。 また、本計画の修正スケジュールは中央区防災会議の諮問により決定することとなっており、再度素案のパブリックコメントを実施する考えはありません。 今後、ご指摘のことが生じないよう留意してまいります。	P.143～150 第2部第4編 第1章 初動態勢の強化 P.248～251 防災拠点(避難所)一覧等

(取扱い) ◎計画に反映するもの ○すでに事業として実施している又は実施予定のもの
□意見として伺うもの △その他

No.	ご意見の概要	取扱い	区の考え方	主な該当箇所
4	P. 156「第4 要配慮者対策の確立 2 要配慮者の安全対策 (2) 要配慮者のための防災訓練の実施」について、本当は、要配慮者の方に訓練に参加してもらえるとよいのだが、個人情報保護の観点から難しいと思われる。それは仕方がないので、ボランティアは、誰から、どのような指令が来るのか分かるように明示してほしい。	○	災害が発生した場合、中央区社会福祉協議会は区と協議の上、中央区災害ボランティアセンターを設置し、ホームページ等により一般ボランティアの募集、受入れ、登録、区民のニーズにあわせたコーディネート等を行います。 なお、災害時のボランティアとの連携については、素案P. 66～69に明記していますのでご参照ください。	P. 156 第2部第4編 第2章 消火・救助・ 救急活動 P. 66～69 第2部第7編 第7章 災害ボラン ティアとの連 携
5	P. 165「第3章 警察署による秩序の維持 第4 災害における警察の活動(15)流言飛語の防止」について、SNS上の流言に対し、地域では警官が具体的にどのように対応するのか、マニュアルをぜひ追加してほしい。	□	本計画は、区及び防災関係機関の施策や業務など基本的事項を記載しているものであり、個別のマニュアルの追記は考えておりません。 なお、警察では、巡回や広報等の警察活動を通じて流言飛語の防止を図ることとしてます。	P. 165 第2部第4編 第3章 警察署による 秩序の維持
6	P. 170 5 災害派遣部隊の宿泊等において、「中央清掃工場が使用できない場合は、必要最小限の期間、区立小中学校を利用する」とある。しかし、小中学校は住民の避難拠点になっているはず。どのように住み分けをするのか、具体的・現実的にプランを示してほしい。	□	災害時における区立小中学校の使用状況は、様々な状況が想定され、かつ、時間経過とともに刻々と状況が変化します。このことから、当該頁に記載のとおり、災害対策本部で調整し、その対応を図っていく考えです。	P. 170 第2部第4編 第4章 自衛隊への災 害派遣要請
7	P. 176「第2部第4編第6章 第2 ヘリコプター活動拠点の確保」について、ここに記載があるだけでも警視庁、消防庁、陸上自衛隊と異なる3部隊のヘリが月島運動場に離着陸すると書かれており、これ以外の組織のヘリが発着する可能性もある。誰がどのように離着陸の管制をするのか、指揮命令系統を明確にしておかないと、混乱と事故の原因になりそうである。	○	区（災対指令部）、月島運動場及びヘリコプター航行の各機関と緊密な連携により円滑かつ安全な運航を図ります。	P. 176 第2部第4編 第6章 広域活動拠点 の構築
8	「(5) 福祉避難所 4 福祉避難所への移送」について、「一般の避難者、地域の支援者、協定事業者等の協力を得て、適切な移送手段により福祉避難所への移送を行う」とあり(P. 246記載)、(わたくしも)できるだけ手伝いたい。だれがどのように協力を募るのか、マニュアルなどはあるのか。	○	移送に関しては、福祉避難所を開設・運営するプロセスの中で準備することになります。具体的には、協定事業者に要請して移送車両を手配するほか、区が主導して避難所（防災拠点）に避難されている方の中から協力してもらえる方を募り、区民等の方のできる範囲での協力をお願いすることを想定しています。	P. 246 第2部第7編 第3章 福祉避難所の 管理・運営体 制等

(取扱い) ◎計画に反映するもの ○すでに事業として実施している又は実施予定のもの
□意見として伺うもの △その他

No.	ご意見の概要	取扱い	区の考え方	主な該当箇所
9	P. 237「第1 防災拠点及び副拠点の運営体制等の整備 (3) 在宅避難者への支援体制」について、「全世帯の9割以上がマンション居住者であるという区の特性を踏まえ、防災区民組織やマンション管理組合等を通じた在宅避難者の状況把握や物資の配布、必要な情報の提供などの仕組みづくりを進めていく。」とある。しかし、現実には「管理組合等を通じた在宅避難者の状況把握や物資の配布」の体制が作れそうにないところも多いと推測される。 地震の場合、マンション在住者は在宅避難が原則になっているが、緊急時に「実効力のある支援体制づくり」をどのように整備しようとしているのか、災害発生が、1. 平日昼、2. 平日夜間、3. 土日祝日の3つのケースに分けて示してほしい。	○	マンション防災対策においては、活動の中心となる防災組織の整備とともに、マンションの規模や居住者数などの特性を踏まえた防災マニュアルを作成することで、発災の時期、時間帯にかかわらず実効性のある災害対応が可能となるものと考えています。 区においては、『震災時活動マニュアル策定の手引き』などを活用し、各マンションのマニュアル作成支援を進めていきます。	P. 237 第2部第7編 第2章 防災拠点の管理・運営体制等 P. 55 第2部第1編 第4章 マンション防災対策の推進
10	P. 252 第4章 避難行動要支援者対策について、地域たすけあい名簿を作成し、マンション管理組合と共有し(P. 252)、個別避難計画を作成し(P. 254)、発災時において、可能な範囲で避難行動要支援者の安否確認を行い、その際に必要に応じて避難所への避難の支援等を行う(P. 256)と書かれており、まず名簿の共有がないと何もできないように思える。区の説明が非常に閉鎖的で「何人規模(10人未満とか約30人など)なのか」すら教えてもらえないので、検討のしようもなく、協定は見送ったと聞いている。	○	マンションへのたすけあい名簿の提供について、区では、毎年説明会を開催し、あわせて依頼があれば個別にマンションへの説明を行うなどして、その取組を周知啓発しているところです。個別の説明においては、中央区民全体のうち、避難行動要支援者の割合、さらにたすけあい名簿の同意者の割合に加え、その比率を使って、各マンションの居住者数から割り出し、対象者の規模をお伝えしています。 なお、個別のマンションにおけるたすけあい名簿の登録者数の詳細については、個人情報に関係上、公開はしていません。	P. 252～256 第2部第7編 第4章 避難行動要支援者対策

(取扱い) ◎計画に反映するもの ○すでに事業として実施している又は実施予定のもの
□意見として伺うもの △その他

No.	ご意見の概要	取扱い	区の考え方	主な該当箇所
11	P. 258「第2 一時滞在施設等の確保」について、「都心部全体で約453万人の帰宅困難者が発生するものとしており、このうち昼間人口が60万人を超える本区では約34万人の帰宅困難者が発生する」とある。 中央区の場合、事業所からの帰宅困難者だけでなく、旅行者や買い物客、移動中の方々などの来街者が多いことが大きな特色であるとともに、外国人観光客の増加、区によるホテル建設誘導政策によりいっそう観光客が増加している。中小ホテルが被災した場合、外出中の泊り客の保護・面倒まで見られるとはとても思えない。 区では「事業所による一時滞在施設等の確保を進めていく」とあり、帰宅困難者支援施設運営協議会や民間事業者任せにしているように読めるが、自分の事業所の従業員対策だけでも手一杯で、膨大な数の旅行者（外国人含む）や買い物客の対応までできないと考えられるので、「公」による支援が必要である。具体的な施策を示してほしい。 （たとえば外国人向け困りごと相談者・相談センターの任命・設置、スマホ通信状況が悪い場合の本国の家族と連絡を取る手段の準備、イスラム系の人へのハラルフードの手配や表示・証明など）	○	内閣府の「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン」において、膨大な数の帰宅困難者等への対応には、行政機関による公助には限界があることから、可能な限り自助を前提としつつ、共助も含めた総合的な対応が不可欠とされております。 加えて、東京都帰宅困難者対策条例では、公共施設及び民間施設を活用した一時滞在施設の確保に取り組むこととしています。 国及び都の取組とともに、区では、事業所等に対し、一斉帰宅の抑制や利用者保護について普及・啓発を図るとともに、施設建設時に備蓄スペースの確保について指導するなど、行き場のない帰宅困難者の発生抑制に取り組んでいるところです。 あわせて、まちづくり基本条例及び市街地開発事業指導要綱による大規模開発事業者やホテル開発事業者との協議を通じ、一時滞在施設の確保に取り組むとともに、「中央区帰宅困難者支援施設運営協議会」に対し、会議や訓練、運営計画書等の策定物の改訂等について専門的知識を持った事業者への委託を通じた支援を行っています。	P. 258 第2部第8編 帰宅困難者対策 P. 259 第2部第8編 第1章 一斉帰宅抑制・一時滞在施設等による 帰宅困難者対策 P. 4 第1部第1編 第2章 区民及び事業者の責務
12	P. 292「4章 トイレの確保及びし尿処理」について、能登半島地震でもわかるよう上下水道が2週間ほど止まった場合、まずトイレに困る。 P. 293「災害時対応型公衆便所」（1カ所あたりの容量は、10～60m³程度で約5,000～30,000人分、54カ所合計で約1,370m³、約69万人分）とある。旅行者や買い物客、移動中の人何日分程度まで対応できるのか、また家庭や事業所で備蓄する携帯トイレはよくても3日分程度なので、4日目以降は公衆トイレなどの利用に殺到するとすれば、どの程度の住民・事業所従業員に対応できる見通しなのか追記してほしい。	□	災害時のライフラインの途絶状況及び防災拠点や公園でのトイレの確保状況に加え、トイレを必要とする被災者数、使用頻度等によって想定が大きく異なることから、何日分まで対応できるかは見込んでおりません。	P. 292. 293 第2部第10編 第4章 トイレの確保 及びし尿処理

(取扱い) ◎計画に反映するもの ○すでに事業として実施している又は実施予定のもの
□意見として伺うもの △その他

No.	ご意見の概要	取扱い	区の考え方	主な該当箇所
13	P. 340「第2章 河川、港湾及び下水道等の整備概要 第1 河川の現況」「第2編 風水害予防対策 第1章 風水害への対応」について、荒川が決壊したとき、中央区でも内水氾濫による被害が想定される。その際、住民はどう対応すればよいのか。「自助」の項目しか書かれていない。 何日持ちこたえれば避難用の船が到着するのか、避難所には何日くらい滞在することになるのか、というような具体的な施策が示されていない。したがって安心できる備えの取りようがない。 少なくとも本所防災館展示の「荒川堤防決壊 近未来ドキュメンタリー ある家族の2週間」程度のことは踏まえ、それに中央区独自の支援策を加えたようなものを追記してほしい。	□	洪水ハザードマップ（荒川版）は荒川洪水浸水想定区域図（平成30年9月国土交通省作成）を基に作成しており、荒川の堤防が決壊した際の被害（外水氾濫）が想定されています。区では、大規模な風水害の発生が予測される場合、気象情報や洪水予報の周知、避難指示等の発令を実施し、区民に早めの避難や安全確保を呼びかけます。	P. 340 第4部第1編 第2章 河川、港湾及び下水道等の整備概要 P. 341 第4部第2編 第1章 風水害への対応
14	被害想定が過小評価の可能性について、『首都直下地震などによる東京の被害想定（令和4年5月）』では、想定地震である「都心南部直下地震」震源は、都心（東京駅や都庁）から離れた場所にある。 前回の被害想定（平成24年4月）である「東京湾北部直下地震」の震源は都心から近かったことと比較すると、今回の想定で被害が小さくなっているのは、建物の耐震化など進んだこともあるとしても、単純に震源が都心から遠くなっているからということも考えられる。今回の想定が過小評価になっていないかどうかの検証ができるのであればお願いしたい。検証ができなくとも、「過小評価でないかどうか、想定外が起きた場合はどうするか」の視点だけは、常に持ち続けていただくようお願いする。 なお、地図上で、震源の位置の記載をお願いする。	△	令和4年5月に都が公表した被害想定では、首都直下地震のうち、最も被害が大きく首都中枢機能への影響が大きいと考えられる地震を「都心南部直下地震」としています。都の想定であることから、過小評価かどうかの検証は、区はできません。 震源の位置については、都が公表した被害想定報告書では、フィリピン海プレート内の地震はどこかの場所の直下でも発生する可能性があると考えられ、東京都地域防災計画でも震源地を都心南部としているため区も同様の記載としています。 それ以外のことについては、ご意見として伺います。	P. 17 第1部第5編 第1章 被害想定

(取扱い) ◎計画に反映するもの ○すでに事業として実施している又は実施予定のもの
□意見として伺うもの △その他

No.	ご意見の概要	取扱い	区の考え方	主な該当箇所
15	避難所について、避難所はできる限り確保に努めるべき。今回の修正では、「在宅避難」とするところから、自宅での生活が困難になったときには迷わず避難所に避難を推奨する旨の記載が強調されている。建物は大丈夫でもタワーマンションの高層階は余震が続く、在宅避難は厳しいと考える。23防災拠点6副拠点で想定される避難者以上の避難所収容能力を現在有しているが、区民館、保育所など区の全施設を再度点検し、避難所の収容能力拡大をお願いする。保育園を乳幼児、妊婦の避難所にするについて検討をお願いする。 避難スペースは、「スフィア基準」（一人当たり、3.5㎡）が守れるように、引き続き拡大の努力をお願いする。	□	地域のご理解とご協力のもと、区では、新たな防災拠点（避難所）や副拠点の指定など、これまで避難施設の確保等に努めてきたところです。今後も引き続き避難施設等の確保を進めてまいります。	P. 233. 234 第2部第7編 避難者対策
16	・防災拠点運営マニュアルについて、女性や高齢者、障がいのある方、外国人などへ配慮した記載の充実がなされていると思う。障がい者団体の声なども入れながら、障がいのある方への配慮についても記載の充実をお願いしたい。どのように記載を充実させるとよいかのモデルを区で作成し、各防災拠点に示すようお願いする。 福祉避難所機能を防災拠点のどこに配置するのかといった記載などをお願いする。感染症流行時の対応について、換気が有効な感染症対策であるため、各防災拠点での換気について記載をお願いする。運営マニュアルのHP上での共有をお願いする。防災拠点運営委員会の委員構成について、正副委員長は、男女で構成されるように指導をお願いする。 ・防災拠点運営委員会の開催を地域に広く知らせ、より多くの方の参加のもと、運営委員会が開催されるように助言をお願いする。防災拠点運営委員会訓練もまた、非常に大事な訓練であり、地域の皆様が広く参加できるよう広報することを区からの助言してほしい。また、区のHPやアプリからも広く広報するようお願いする。防災拠点に出動予定の「災害時医療救護活動従事スタッフ」に対しても、防災拠点運営委員会（訓練）の案内が送れるように指導をお願いする。 ・中学生も訓練に参加が開始されたところであり、中学生らの防災拠点運営委員会に委員として参加する機会の確保もなされていくように助言をお願いする。	□	貴重なご意見として伺います。	P. 237. 238 第2部第7編 第2章 防災拠点の管理・運営体制等

(取扱い) ◎計画に反映するもの ○すでに事業として実施している又は実施予定のもの
□意見として伺うもの △その他

No.	ご意見の概要	取扱い	区の考え方	主な該当箇所
17	医療看護体制について ・感染症対策として、「感染症対策チーム」が72時間以内に全24か所の防災拠点をお回る対応をお願いします。 ・聖路加国際病院の非常用電源確保時間は11日間ということであるが、確実に確保をお願いします。また、多量の患者が運ばれてくることを考えると、明石町船着き場からうまく患者が移送できるように手順の整備をお願いします。 ・各防災拠点に必ず医師が来て、医療救護所が開設できるようをお願いします。そのためには、その防災拠点に向かう医師を複数名配置させ、チームでその避難所を守るイメージで医師の配置をお願いします。また、できれば、医師だけでなく、歯科医師、薬剤師も配置されるとよりよいと考える。 ・災害時は、防災拠点に医療救護所が開設されることを事前に周知するようお願いします。軽傷は、医療救護所が対応し、できるだけ、聖路加国際病院に患者が集中しないように、準備をしていくようお願いします。 ・防災拠点には、地区担当保健師などを配置しておき、避難者一人ひとりの健康管理がなされるようお願いします。その保健師が、医師に避難者の体調を報告することで、健康状態の管理がスムーズになると考える。 ・避難者が、定期内服薬を切らすことがないように、薬剤の供給体制の整備をお願いします。	□	貴重なご意見として伺います。 なお、救護所への医師等の配置、聖路加国際病院の機能維持、保健師の巡回、薬剤の供給は既に実施されております。	P. 204～211 第2部第6編 第1章 初動医療体制等 P. 212 第2部第6編 第2章 医療品・医療資器材
18	福祉避難所について 福祉施設が被災し、施設入所者への対応で手一杯になり、開設できなくなることも想定して、準備をお願いします。社会教育会館、保健所など確実に開設されるように備えを進めてほしい。	□	貴重なご意見として伺います。 なお、保健所は福祉避難所ではないことも申し添えておきます。	P. 246 第2部第7編 第3章 福祉避難所の管理・運営体制等

(取扱い) ◎計画に反映するもの ○すでに事業として実施している又は実施予定のもの
□意見として伺うもの △その他

No.	ご意見の概要	取扱い	区の考え方	主な該当箇所
19	個別避難計画について ・全員の計画作成を、令和6年修正で達成をお願いします。 ・個別避難計画のフォーマットは、HPなどからダウンロードできるようにお願いします。 ・災害時避難行動要支援者には、全員、まずは、個別避難計画のフォーマットを渡し、記載をするように促してほしい。一人で作成できない場合には、ケアマネジャーなどが支援して、作成するようにお願いします。 ・安否確認を、ICT技術を用い、瞬時に区が把握できるような仕組みの導入をお願いします。障害者手帳、愛の手帳などで把握している情報を活用し、区が、災害時、手帳保持者の安否確認をすることもお願いします。	□	貴重なご意見として伺います。	P. 254 第2部第7編 第4章 避難行動要支援者対策
20	水食糧について、災害時相互援助協定を結んだ自治体からは、水食糧がすぐに届くように被災後速やかに支援要請を行うようにお願いします。 晴海3丁目～5丁目付近にも給水ステーションが作れないか検討をお願いします。	□	貴重なご意見として伺います。	P. 264. 268 第2部第9編 第1章 食料・生活必需品等 P. 269 第2章 応急給水
21	非常用電源の確保、そのための燃料の確保をお願いします。	○	区では、事業者との協定締結による電力・燃料の確保や防災拠点にポータブル発電機の設置をすることとしておりますが、引き続き電力確保のための検討を深めてまいります。	P121 第2部第3編 第4章 ライフライン施設 P. 234 第2部第7編 第1章 避難体制 P. 274 第2部第9編 第3章 輸送

(取扱い) ◎計画に反映するもの ○すでに事業として実施している又は実施予定のもの
□意見として伺うもの △その他

No.	ご意見の概要	取扱い	区の考え方	主な該当箇所
22	・災害時相互援助協定について、緊急支援など含めた相互の援助がスムーズになされるように担当部署同士の顔の見える関係性の構築を、相互に防災訓練に参加するなどしながら体制づくりをお願いします。 ・東根市との災害時相互援助協定は、友好都市が根拠となり締結されているが、災害対策基本法の趣旨も織り込んだ改正の規定整備をされたほうがより確実な支援ができると考えるので検討をお願いします。 ・災害時相互防災協定の自治体からの物資の輸送は、依頼した区がなすことになり、災害時には、輸送手段をどうするか計画も事前に作成をお願いします。	□	貴重なご意見として伺います。 なお、東根市との協定内容については、区として他の協定自治体の差異はなく支障が生じると受け止めていません。	P. 180～183 第2部第4編 第7章 受援体制の構築
23	行政書士会など職能団体との協定締結をお願いします。また、震災時に連携すべき団体で協定未締結の団体があれば、その団体との協定締結をお願いします。まずは、広く、協定の締結の必要性をアナウンスされ、協定締結の方向で募集をかけるのも手段ではないかと考える。	□	貴重なご意見として伺います。	なし
24	総合防災訓練の際、実践的な訓練に中央FMも参加するとのことであり、期待している。	△	貴重なご意見として伺います。	なし
25	東京都が開設する一時滞在施設の収容人数の記載をお願いします。	△	当該施設の収容人数について、東京都は非公表としています。	P. 259 第2部第8編 第1章 一斉帰宅抑制・一時滞在施設等による帰宅困難者対策
26	DMAT：災害派遣医療チーム、DHEAT：災害時健康危機管理支援チーム、DWAT：災害時派遣福祉チームについて、用語例の追加をお願いします。	◎	地域防災計画本文に記載のある用語については、説明書きを付すなど反映します。	用語例

(取扱い) ◎計画に反映するもの ○すでに事業として実施している又は実施予定のもの
□意見として伺うもの △その他

No.	ご意見の概要	取扱い	区の考え方	主な該当箇所
27	災害にあった際にどのような心理的な課題が生じるのか、それをPTSDにしないためにはどのようにするのか、心のケアに関しても防災教育がなされることをお願いします。	□	貴重なご意見として伺います。	P. 215. 216 第2部第6編 第3章 防疫及び保健衛生 P. 241 第2部第7編 第2章 防災拠点の管理・運営体制等